

奈医大財第61号

令和2年3月27日

奈良県知事殿

奈良県橿原市四条町840番地

公立大学法人奈良県立医科大学

理事長 細井 裕司

公立大学法人奈良県立医科大学第3期中期計画の変更について

平成31年3月27日付け奈良県指令病院マ第137号で認可された中期目標を達成するための計画を変更しましたので、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第26条第1項の規定に基づき認可を申請します。

中期計画の変更について

1 趣旨

公立大学法人奈良県立医科大学第3期中期計画について、中期計画策定後の状況の変化により計画の変更が必要となったことから、中期計画変更の認可申請を行う。
また、目標数値の錯誤についても同時に変更を行う。

2 変更箇所

(1) 状況の変化による変更

① 「7 各領域の担い手となる医療人の育成」

■実現目標 「臨床研究中核病院の承認取得」

② 「9 教員の教育能力開発と教育全般に関する360度評価」

■実現目標 「看護学教育分野別認証評価」

(2) 錯誤による変更

① 「3 看護師の質の向上」

■実現目標 「特定行為研修(急性期コース)を修了した看護師数の増加」

3 変更理由

別紙記載のとおり

臨床研究中核病院承認取得年度の変更について

1 現在の中期計画内容

第3期中期計画

I 地域貢献(診療関連) 7 各領域の担い手となる医療人の育成

取組内容

- 県内及び全国の医療機関等との連携を進めるとともに質の高い国際水準の臨床研究を実施する体制を整え、臨床研究への支援を進め臨床研究中核病院の承認要件充足に向けた取り組みを実施

実現目標

- ① 臨床研究中核病院の承認を得る
において、承認取得年度が2022年度としている。

2 変更内容

臨床研究中核病院の承認取得年度を2024年度に変更

3 変更理由

平成27(2015)年4月に改正医療法が施行され、臨床研究中核病院が位置付けられたが、昨年来、厚生科学審議会臨床研究部会において承認要件の見直し等が検討されていたところ、令和元(2019)年12月6日「臨床研究・治験の推進に関する今後の方針性について 2019年版とりまとめ」の中で新たな要件案が示された。

【主な改正点】

当時の承認要件内容		2019年に内容の変更	
要件	臨床研究の新規実施件数(過去3年間)		
	自ら実施した件数	医師主導治験4件 または 臨床研究80件+医師主導治験1件	医師主導治験8件 または 臨床研究40件+医師主導治験4件
	生物統計家	2人(経験1年以上)	生物統計関連学会の認定資格を有していることが望ましい。また、専任(0.5以上、常勤換算でエフォート合計2以上を求める。
その他	FIH(First In Human)試験が実施できる体制を積極的に整備していくこと。		
FIHとは医薬品をヒトへ初めて投与し、ヒトでの初期の安全性や忍容性を推測する試験			

※FIHとは医薬品をヒトへ初めて投与し、ヒトでの初期の安全性や忍容性を推測する試験

上記の要件を充足するため承認取得年度を2年間延長したい。

看護学教育分野別認証評価の受審年度の変更について

1 現在の中期計画内容

第3期中期計画

Ⅱ教育 9 教員の教育能力開発と教育全般に関する360度評価

自主的な取組内容

- 外部有識者の教育評価を受け、教育内容の質を向上
 - ・日本看護学教育評価機構による看護学教育分野別認証評価を受審する。

実現目標

⑥看護学教育分野別認証評価

において、認証評価を受審する年度が2021年度としている。

2 変更内容

日本看護学教育評価機構による看護学教育分野別認証評価の受審年度を
2022年度に変更

3 変更理由

看護学教育分野別認証評価を受審する日本看護学教育評価機構から、大学機関別認証評価を受審する場合は、その評価受審後に指摘される事項を改善したうえで、看護学教育分野別認証評価を受審するよう今年度10月に通知があった。

本学は、2020年度に大学教育質保証・評価センターによる大学全体の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況に関し、大学機関別認証評価を受審し、2020年度末に評価結果が確定する。

2021年度には評価結果に対する指摘事項を踏まえて、2022年度カリキュラムの改善を図ったうえで、看護学教育分野別認証評価を2022年度に受審する。日本看護学教育評価機構からの通知と整合を図るとともに資料作成も効率的に行うこととする。

機関別認証評価 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況に関し、7年以内ごとに文部科学省が認証する評価機構（認証評価機関）の実施する評価を受けることが義務付けられている。

看護学教育分野別認証評価 日本の高等教育機関における看護学教育の質を保証するために、自己評価に基づく看護学教育プログラムの公正かつ適正な評価等を行い、教育研究活動の充実と向上を図ることを通して、国民の保健医療福祉に貢献する。

新旧対照表

(参考)

		現行計画					変更後計画				
3 看護師の質の向上		3 看護師の質の向上					3 看護師の質の向上				
■実現目標 ①特定行為研修(急性期コース)を修了した看護師数の増加		■実現目標 ①特定行為研修(急性期コース)を修了した看護師数の増加					■実現目標 ①特定行為研修(急性期コース)を修了した看護師数の増加				
■現状 (H28-H29) 8人		■現状 (H28-H29) 8人					■現状 (H28-H29) 8人				
■現状 2019 10人		■現状 2019 10人					■現状 2019 10人				
■現状 2020 12人		■現状 2020 12人					■現状 2020 12人				
■現状 2021 14人		■現状 2021 14人					■現状 2021 14人				
■現状 2022 16人		■現状 2022 16人					■現状 2022 16人				
■現状 2023 17人		■現状 2023 17人					■現状 2023 17人				
■現状 2024 18人		■現状 2024 18人					■現状 2024 18人				
7 各領域の担い手となる医療人の育成		7 各領域の担い手となる医療人の育成					7 各領域の担い手となる医療人の育成				
■実現目標 臨床研究中核病院の承認を得る		■実現目標 臨床研究中核病院の承認を得る					■実現目標 臨床研究中核病院の承認を得る				
■現状 —		■現状 —					■現状 —				
■取組実施 承認取得		■取組実施 承認取得					■取組実施 承認取得				
9 教員の教育能力開発と教育全般に関する360度評価		9 教員の教育能力開発と教育全般に関する360度評価					9 教員の教育能力開発と教育全般に関する360度評価				
□実現目標 ⑥看護学教育分野別認証評価		□実現目標 ⑥看護学教育分野別認証評価					□実現目標 ⑥看護学教育分野別認証評価				
■現状 —		■現状 —					■現状 —				
■受審準備 受審		■受審準備 受審					■受審準備 受審				
■指摘事項の改善		■指摘事項の改善					■指摘事項の改善				